令和4年度吉富町多世代交流型複合施設(仮称)整備事業基本構想策定業務 特記仕様書

1. 業務名

令和4年度吉富町多世代交流型複合施設(仮称)整備事業基本構想策定業務

2. 適用

本特記仕様書は、吉富町(以下、「発注者」という。)が発注する「令和4年度吉富町多世代交流型複合施設(仮称)整備事業基本構想策定業務」(以下、「本業務」という。)に適用するものとし、受託者(以下、「受注者」という。)が遵守すべき事項を定めるものである。

3. 業務内容

(1) 町民アンケート調査の実施

吉富町の全世帯(3,042世帯(令和4年10月1日現在))を対象に、吉富町多世代交流型複合施設(仮称)に関するアンケート調査を実施し、結果をまとめた報告書を作成する。

(2) 意見交換会の実施

町民又は関係団体を対象に、吉富町多世代交流型複合施設(仮称)に関する意見交換会(2回を予定)を実施し、結果をまとめた報告書を作成する。

(3) 施設見学の実施

必要に応じて、参考施設の見学を実施する。

(4) 基本構想の策定

上記(1)~(3)をふまえて、吉富町に相応しい多世代交流型複合施設(仮称)に関する基本構想を策定し、基本構想策定図書を作成する。

基本構想策定図書として、以下の図書を含む。

- (ア) 施設概要書:構造規模、面積表、必要諸室及びその面積等を纏めたもの
- (イ) 完成予想図: CGによる外観及び主要部分内観パース (外観2面、内観5面 程度)
- (ウ) 概算予算書:施設概要に基づく事業予算書
- ※ 本業務に係る費用はすべて受注者の負担とする。ただし、意見交換会及び施設見学 に参加する受注者以外の者の旅費交通費は含まない。

4. 委託期間

契約締結の翌日から令和5年3月31日(金)まで。

5. 業務場所

吉富町広津地区(資料を参照)

6. 吉富町多世代交流型複合施設(仮称)に求めるもの

本業務が想定する吉富町多世代交流型複合施設(仮称)には、以下の(1)~(3)の機能及 びスペースを含むものとする。

- (1) 図書館機能を核として多様な世代の町民が交流できるスペース
- (2) 子育て世代の町民が便利に利用できる子育て支援センター機能
- (3) 疾病やけがの予防及び健康増進をサポートする軽い運動ができるスペース、その他 町民の福利厚生に寄与するスペース

7. 報告書及び基本構想策定図書の提出

電子データ各1部 (1) 町民アンケート調査報告書 A 4 判 3 部 (2) 意見交換会報告書 電子データ各1部 A 4 判 3 部 (3) 施設見学レポート A 4 判 3 部 電子データ各1部 (4) 基本構想策定図書 電子データ各1部 A 4 判印刷製本 3 部 ※ 電子データの形式はCD-R又はDVD-Rとする。

8. 業務の進め方

- (1) 受注者は、業務に先立ち実施スケジュール等を作成し、発注者の承認を得て業務を 実施すること。
- (2) 受注者は、発注者の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及 び適正な人員を配置し、発注者との連絡・調整を密にしつつ、本仕様書及び提案書 に則り効率的に業務を進めること。
- (3) 受注者は、適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、その実 施に当たっては、進捗状況及び今後の進め方等を発注者に逐次報告するほか、必要 に応じて打合せを行うこと。打合せ後は記録簿を作成し、相互に確認すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、その都度発注者と協議し、処理すること。

9. その他

- (1) 受注者は、関係法令及び条例を遵守し、個人情報及び発注者並びに関係者から提供 を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部 漏洩に細心の注意を払うこと。
- (2) 受注者は、業務上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。本業務終了後も同 様とする。
- (3) 受注者は、不測の事態により業務を実施することが困難になった場合には、遅延な くその旨を発注者に連絡し、その指示に従うものとする。
- (4) 受注者が業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受注者の責任において その損害を賠償しなければならない。

10. 配布資料

- (1) 業務場所航空写真
- (2) 解体予定の既存施設等説明図
- (3) 計画敷地図